

9. 様式集

- ・保安規程届出書
- ・保安規程変更届出書
- ・主任技術者選任又は解任届出書
- ・主任技術者選任許可申請書
- ・主任技術者兼任承認申請書
- ・保安管理業務外部委託承認申請書
- ・工事計画届出書
- ・使用前安全管理審査申請書
- ・使用前自己確認結果届出書
- ・自家用電気工作物変更報告書
- ・自家用電気工作物廃止報告書
- ・氏名等変更届出書
- ・自家用電気工作物名称等変更報告書
- ・特定施設等使用廃止届出書
- ・ばい煙発生施設設置届出書
- ・自家用電気工作物使用開始届出書
- ・事業用電気工作物設置者地位承継届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書
- ・電気関係事故報告（速報）
- ・電気関係事故報告（詳報）

保安規程届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 4 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

保安規程変更届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 4 2 条第 2 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	

主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の 名称及び所在地	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日
	住所	住所
選任した主任技術者	主任技術者免状の 種類及び番号	主任技術者免状の 種類及び番号
	主任技術者が主任技術者の 職務以外の職務を行ってい るときは、その職務の内容	主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要
	選任年月日	選任年月日
	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日
	住所	住所
解任した主任技術者	主任技術者免状の 種類及び番号	主任技術者免状の 種類及び番号
	解任年月日	解任年月日

主任技術者選任許可申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

印

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する事業場の 名称及び所在地	氏名及び生年月日	主任技術者を選任する事業場の 名称及び所在地
	主任技術者	主任技術者を選任する事業場の 名称及び所在地
主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要		主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法施行規則第 5 2 条第 4 項ただし書きの規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
選任しようとする事業所の名称及び所在地	名 称 及 び 所 在 地	
	名 称 及 び 所 在 地	
既に選任されている事業場		
	選任された期日	

保安管理業務外部委託承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項又は第 3 項の規定により承認を受けたいので申請します。

主任技術者を選任しない事業場	名称及び所在地	
	電気工作物の概要	
委託契約の相手方	氏名及び生年月日 (名称)	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
委託契約を締結した年月日		

工事計画届出書

年 月 日

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

中国四国産業保安監督部長 殿

中国四国産業保安監督部長 殿

番 号
年 月 日

使用前安全管理審査申請書

電気事業法第 5 1 条第 3 項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の 名称及び使用前自主検査の場 所	
直近の使用前安全管理審査が 終了した日以降使用前自主検 査を行った電気工作物の概要	
審査を受けようとする工事の 工程	
審 査 希 望 年 月 日	
使 用 開 始 (予 定) 年 月 日	

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業標準規格 A 4 とすること。
2. 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。
- 【留意事項】
- 「使用前安全管理審査申請」をされる際には、事前に手数料等をご確認の上、申請願います。
 - 別添として「個別又はシステム安全管理審査のお願い」を添付してください。

使用前自己確認結果届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 51 条の 2 第 3 項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日

2. 確認の対象

3. 確認の方法

4. 確認の結果

5. 確認を実施した者及び主任技術者の氏名

6. 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

自家用電気工作物変更報告書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり自家用電気工作物を変更したので、電気関係報告規則第 5 条第 1 号の規定により報告します。

変更に係る発電所若しくは変電所又は送電線路若しくは配電線の名称及び所在地	変電設備 受電電圧 発電設備 発電出力 燃料の燃焼能力 L/h	V	受電力 kW
変更に係る発電所若しくは変電所又は送電線路若しくは配電線の概要	変更前		変更後
変更した電気工作物の概要	変更前		変更後
変 更 の 理 由 及 び 内 容			
変 更 年 月 日	年	月	日

連絡先:	担当者氏名:
------	--------

- 備考 1 変更した電気工作物の概要の欄には、発電所、変電所、送電線路又は需要設備の別に区分して記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この報告は、

- ・発電所の出力を変更した場合
- ・変電所の出力を変更した場合
- ・送電線路の電圧を変更した場合
- ・配電線路の電圧を変更した場合

について、行うものです。

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。

(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。)

変更後、遅滞なく、報告していただくようお願いいたします。

なお、変更により主任技術者の選任要件が変わる場合は、事前に御相談ください。

自家用電気工作物廃止報告書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり自家用電気工作物を廃止したので、電気関係報告規則第5条第二号の規定により報告します。

廃止に係る発電所、事業場又は送電線路の名称及び所在地	
廃止した電気工作物の概要	(電気工作物の種類及び施設番号等) 受電設備 受電電圧 V 受電電力 kW 発電設備 有 ・ 無 (常用 ・ 非常用) 発電出力 kW 燃料の燃焼能力 L/h(常用) 発電出力 kW 燃料の燃焼能力 L/h (非常用)
廃止の理由及び内容	
廃止年月日	年 月 日
P C B 使用電気機器の有無及び今後の扱い	有 ・ 無 (使用中 ・ 保管中) P C B 使用電気機器の今後の取扱いについて ()
連絡先:	担当者氏名:

氏名等変更届出書

中国四国産業保安監督部長 殿

年 月 日

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり変更をしたので、電気関係報告規則第4条の表第16号の規定により、届け出ます。

変更に係る事業場の名称	
変更に係る事業場の所在地	
変更に係る公害防止関係各法 対象の施設の概要	
変更の理由及び内容	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

連絡先:	— —	担当者氏名:
------	-----	--------

- 備考 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設 (※) に該当するものを設置する者が、

- ・ 設置する者の氏名を変更した場合
- ・ 設置する者の名称を変更した場合
- ・ 設置する者の住所を変更した場合
- ・ 設置する者の代表者 (法人の場合) の氏名を変更した場合
- ・ 特定施設を設置する工場若しくは事業場の名称を変更した場合
- ・ 特定施設を設置する工場若しくは事業場の所在地を変更した場合

について、行うものです。

※特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

(特定施設の例)

1. ガスタービン・ディーゼル機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で50 L/h以上のものに限る。)
2. ガソリン・ガス機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で35 L/h以上のものに限る。)
3. 空気圧縮機及び送風機
(電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5 kW以上のものに限る。)
4. 圧縮機 (同上)
.....等

<「変更に係る公害防止関係各法対象の施設の概要」の欄の記載例>

種 類	No. 30	ディーゼル機関
施設 の 名 称 ・ 番 号	第1号ディーゼル機関	
機 関 出 力	○○○ kW	
発 電 出 力	○○○ kW	
燃 料 の 燃 焼 能 力	△△△ L/h (重油換算)	
常用又は非常用の別	非常用	

自家用電気工作物名称変更報告書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり変更したので、報告します。

変更した事業場の名称及び所在地	
変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	
備 考	

特定施設等使用廃止届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定施設等の使用を廃止したので、電気関係報告規則第4条の表第17号の規定により、届け出ます。

廃止に係る事業場の名称	
廃止に係る事業場の所在地	
廃止に係る公害防止関係各法対象の施設の概要	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

連絡先： ー ー 担当者氏名：

ばい、煙発生施設設置届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第 4 条の表第 1 号の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	
ばい煙発生施設の種類	
ばい煙発生施設の概要	
ばい煙発生施設の構造、使用の方法、並びにばい煙の処理の方法	別添のばい煙に関する説明書のとおり
使用開始予定年月日	年 月 日
連絡先：	担当者氏名：

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番

- 備考 1 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設 (※) に該当するものを設置する者が、

- ・特定施設を廃止した場合

について、行うものです。

※特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

(特定施設の例)

1. ガスタービン・ディーゼル機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で 5 0 L / h 以上のものに限る。)
2. ガソリン・ガス機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で 3 5 L / h 以上のものに限る。)
3. 空気圧縮機及び送風機
(電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力 7 . 5 k W 以上のものに限る。)
4. 圧縮機 (同上)
.....等

<「廃止に係る公害防止関係各法対象の施設の概要」の欄の記載例>

種 類 No. 3 0 ディーゼル機関
施設 の 名 称 ・ 番 号 第 1 号ディーゼル機関
機 関 出 力 〇〇〇 kW
発 電 出 力 〇〇〇 kW
燃 料 の 燃 焼 能 力 △△△ L / h (重油換算)
常用又は非常用の別 非常用

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。
(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。)

廃止後、遅滞なく、届け出ていただくようお願いいたします。

自家用電気工作物使用開始届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届出ます。

電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地	
電気工作物の概要	〇〇株式会社より譲り受け
使用開始年月日	

号および名称を記載すること。

- 2 ばい煙に関する説明書を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設（※1）に該当するものうち、ばい煙発生施設を設置しようとする者が、

- ・設備を譲渡されて使用を開始する場合（工事を行わないもの（※2））
 - ・常用であったものを非常用に変更する場合（工事を行わないもの（※2））
 - ・非常用であったものを常用に変更する場合（工事を行わないもの（※2））
- について、行うものです。

※1 特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、

騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

※2 工事を行わないもの：電気事業法施行規則別表第2若しくは別表第4の上欄に掲げる工事を行わないもの

(特定施設の例)

1. ガスタービン・ディーゼル機関（常用・非常用）
（燃料消費量が重油換算で50L/h以上のものに限る。）
2. ガソリン・ガス機関（常用・非常用）
（燃料消費量が重油換算で35L/h以上のものに限る。）
3. 空気圧縮機及び送風機
（電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5kW以上のものに限る。）
4. 圧縮機（同上）
.....等

<「ばい煙発生施設の種類の欄の記載例>

No. 29 ガスタービン

No. 30 ディーゼル機関

No. 31 ガス機関

<「ばい煙発生施設の概要」の欄の記載例>

施設の名 称・番 号 第1号ディーゼル機関

機 関 出 力 〇〇〇 kW

発 電 出 力 〇〇〇 kW

燃 料 の 燃 焼 能 力 ΔΔΔ L/h（重油換算）

常用又は非常用の別 非常用

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。

(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。)

設置又は変更の前に、あらかじめ、届け出ていただくよう願います。

なお、設置により主任技術者の選任要件が変わる場合は、事前に御相談ください。

承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地

管轄産業保安監督部名	事業場の名称		所在地	備考		
	承継前	承継後		発電所の有無及び概要	公害防止関係法の対象の有無及び概要	使用中のPCB電気機器の有無

様式第62の2（第95条関係）

事業用電気工作物設置者地位承継届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所氏名（名称及び代表者の氏名）

印

事業用電気工作物を設置する者の地位を承継したので、電気事業法第55条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。

被承継者の氏名又は名称及び住所	
承継の原因	
承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地	

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

中国四国産業保安監督部長 殿

年 月 日

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 1 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	〒		
事業場の所在地			
連絡先	TEL.		

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、O F ケーブルにあつては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。
- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)

- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) O F ケーブル
- (13) 柱上変圧器

三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選じた場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社

(23) 株式会社西島電機製作所

(24) その他

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

五 平成28年経済産業省告示第237号（以下「告示」という。）第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届け出を行う場合にあっては、電気関係報告規則様式第13の6の別紙を添付すること。また、廃止予定年を、告示第2条の期限（以下「期限」という。）を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年を廃止予定年とみなす。

六 当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り受けた場合にあっては、その他参考となるべき事項の欄に、譲り受けた旨を記載するとともに、譲り渡した者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記載すること。

様式第13の3

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL.

(変更に係る事項)

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、OF ケーブルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
二 変更前及び変更後の欄には、電気関係報告規則報告様式第 1 3 の 2 の記載事項に照らし、変更内容に記載すること。
三 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。
四 廃止予定年月の延期の届け出を行う場合にあっては、電気関係報告規則様式第 1 3 の 6 の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、平成 2 8 年経済産業省告示第 2 3 7 号第 2 条の期限 (以下「期限」という。) を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 1 3 年法律第 6 5 号) 第 1 8 条第 2 項第 2 号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

様式第 1 3 の 4

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

中国四国産業保安監督部長 殿 年 月 日
住所 〒
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 3 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	〒
事業場の所在地	
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数
廃止理由	1 : 老朽取替・廃止 2 : 損壊・焼損 3 : PCB 洗浄 4 : その他 ()							
廃止内容								

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 2 1 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、当該電気工作物の継続使用の有無並びに洗浄の方法及び結果について記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。

なお、OFケープルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

- 一の二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケープル
- (13) 柱上変圧器

- 一の三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社

- (23) 株式会社西島電機製作所

(24) その他

- 二 廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、廃止内容の欄には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。ただし、絶縁油漏洩に係る事故届出を行った、又は行う予定である場合には、その旨のみを記載すること。
- 三 廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、洗浄の方法及び結果について、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。
- 四 廃止理由が「その他」の場合には、廃止内容の欄には、その概要を記載すること。
- 五 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。また、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り渡した場合にあっては、譲り渡した旨を記載するとともに、譲り受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記載すること。

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒
氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)国

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 4 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	〒		
事業場の所在地			
連絡先	TEL.		

(事故のあつた電気工作物に係る事項)

	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	個数
	発生日時		復旧日時					
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度								
事故の状況								
講じた措置								

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。

なお、O F ケーブルにあつては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

一の二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) O F ケーブル
- (13) 柱上変圧器

一の三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

二 ポリ塩化ビフェニルの含有濃度の欄には、別表に掲げたものに一致する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には「高濃度」と記載し、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物にあっては絶縁油で測定した濃度を記載すること。

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL
電気主任技術者等の氏名	(選任又は外部委託 (電気保安法人又は電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	TEL

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏 名 (法人にあつては名称)
事業場の名称

(電気工作物に係る事項)

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定年月	備考

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考
- 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。
 - 2 別紙の表の「廃止予定年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第5十二号)に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかかな場合にあっては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃棄予定年月を記載すること。
 - 3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ。この場合において、署名は必ず本人が目署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、OFケープルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があった場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
- 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について記載すること。
また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したものについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、廃止届出を行ったものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。

四 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケープル
- (13) 柱上変圧器

四の二 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社

- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

五 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止予定年月が、期限内となるよう設定すること。また、

廃止予定年月を、平成28年経済産業省告示第237号第2条の期限(以下「期限」という。)を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止すること」が明らかであることを証する書類とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL
電気主任技術者等の氏名	(選任又は外部委託 (電気保安法人又は電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	TEL

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがあります。

(電気工作物に係る事項)

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定年月	備考

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考
- 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。
 - 2 別紙の表の「廃止予定年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第5十二号)に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかかな場合にあっては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃棄予定年月を記載すること。
 - 3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が目署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、OFケープルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があった場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
- 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について記載すること。
また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したものについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、廃止届出を行ったものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。

四 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器(柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケープル
- (13) 柱上変圧器

四の二 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社

- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

五 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止予定年月が、平成28年経済産業省告示第237号

第2条の期限(以下「期限」という。)内となるよう設定すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止すること」が明らかであることを証する書類を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止すること」が明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

電気関係事故報告

年 月 日

電気事故報告について

中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課 御中

年 月 日

(報告者)
設置者の住所：
設置者の名称：
事業場の所在地：
事業場の名称：
報告者名：

中国四国産業保安監督部長 殿

住所 〒
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第3条の規定により報告します。

1. 事故発生日時 年 月 日 () 時 分 天候
(事故発生を知ったとき) 年 月 日 () 時 分)
2. 需要設備等 契約電力 kW 受電電圧 kV
受電形態 [屋外・屋内] [オープン・キュービクル]
3. 事故が発生した
電気工作物 使用電圧 V
4. 事故の種類

- ① 感電死傷事故 [死亡・負傷] ② 電気火災事故
- ③ 感電以外 [ア・ノ・その他] の死傷事故 [死亡・負傷]
- ④ 主要電気工作物破損事故 ⑤ 供給支障
- ⑥ 波及事故 ⑦ ダム放流事故
- ⑧ 公共の財産に被害を与えた事故又は社会的に影響を及ぼした事故

5. 事故の概要
保護装置 (有・無)、範囲 (内・外)、動作 (動作・不動作) (適正・不適正)

その他詳細

6. 事故の原因

7. 応急措置
8. 復旧対策
9. 復旧予定日時
10. 被災者の情報 [電気関係作業業者・その他の作業業者・一般公衆]
[社内者・社外者 (社名)] [男・女] 年齢 歳
11. 主任技術者の氏名等 氏名：
[自社選任: 専任・兼任・許可] [電気・BT・ダム水路] (第 種)
[外部委託: 電気保安法人・電気管理技術者]
12. 連絡先：

(報告様式(詳報))

(様式 1 2)

電気関係事故報告

1. 件 名 :	
2. 報告事業者 1) 事業者名 (電気工作物の設置者名) : 2) 住所 :	
3. 発生日時 :	
4. 事故発生の電気工作物 (設置場所、使用電圧) :	
5. 状 況 :	
6. 原 因 :	
7. 被害状況 1) 死傷 : 有・無 内容 : 2) 火災 : 有・無 内容 : 3) 供給支障 : 有 (供給支障電力・供給支障時間) ・無 内容 : 4) その他 (上記以外の他に及ぼした障害) 内容 :	
8. 復旧日時 :	
9. 防止対策 :	
10. 主任技術者の氏名及び所属 (保安管理業務外部承認がある場合は、委託先情報) :	
11. 電気工作物の設置者の確認 : 有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

<MEMO>